

5.大型運転免許等取得支援補助金

事業者が負担する大型運転免許等の取得に係る費用の一部を補助します。

【対象事業者】

市内に事業所を有する旅客自動車運送事業※1・貨物自動車運送事業※2を営む中小事業者、中小企業団体

※1 道路運送法上の旅客自動車運送事業者

※2 貨物自動車運送事業法上の貨物自動車運送事業者

【補助対象経費】

市内の事業所に勤務する従業員の以下の免許取得に対して負担した経費

①大型一種免許（トラック）

②普通二種免許（タクシー）

③けん引免許（トレーラー）

④大型二種免許（バス）

※旅客自動車運送事業者は、①に関する申請はできません。

【補助率】

補助対象経費の2分の1（1,000円未満切捨て）

※国、県、協会等からの補助がある場合は、この額を差し引く。

各運転免許につき1人当たり上限10万円（1事業者あたり年間延べ10人まで）

【申請期限】

免許取得日から1年以内

6.中小企業人材育成支援研修

中小企業の組織力・技術力向上を目的に、実習を中心とした実務的な研修を実施します。

【対象者】

市内の中小企業（個人経営を含む）で働く方、市内に居住する方、市外の中小企業で働く方

※ただし、市外在住かつ市外の中小企業で働く方の受講料は市内在住・在勤者の倍額

【研修分野】

Web・SNS活用、経営力向上、DX・生産性向上、ドローン操縦、フォークリフト安全教育

【研修内容・申し込み】

ホームページ参照（<http://www2.city.toyohashi.aichi.jp/tech/training/>）

市役所商工業振興課等で配布のパンフレットでもご確認いただけます。

【受講料】

9,000円（18,000円）～12,000円（24,000円）（）内は【対象】の※の方の金額

【研修会場】

とよはし産業人材育成センターほか

【お問い合わせ先】

申込み 0532-44-1111（株）サイエンス・クリエイト

6月1日(木)
受付開始!

7.採用戦略セミナー

地域における人材の定着・確保、企業の活性化を目指し、働き方改革や多様な人材の雇用をテーマとしたセミナーを実施します。

【日時・テーマ】

7月21日(金) 13:30～15:30 「学生から狙われる企業になるために～いま会社が取り組むべき新卒採用対策～」

10月3日(火) 13:30～15:30 「失敗しない中途採用・副業人材の積極活用におけるポイント」

【会場】

とよはし産業人材育成センター 講堂 ※オンライン参加可

【対象者】

市内の中小事業者及び中小企業団体など

【定員】

各回 会場50名 オンライン50名（先着順）

豊橋市の各種補助制度をご利用ください （人材の確保・定着、人材育成編）

豊橋市では、人材確保と育成に向けて、市内中小事業者への補助制度や研修などをご用意しております。

1.奨学金返還支援制度 高校在学中の奨学金も対象に追加！

新たに雇用した若手従業員の奨学金の返還を市と企業が支援します

2.就職サイト等活用事業費補助金

就職サイト掲載費用や、若手採用に効果的なHP作成に係る費用を補助します

3.U I J ターン就業奨励金

首都圏在住者を雇用した事業者に奨励金を交付します

4.働きやすい職場づくり補助金

男女別従業員専用設備の改修や就業規則の見直しなどにかかる費用を補助します

5.大型運転免許等取得支援補助金

事業主が負担する従業員の大型運転免許等の取得費用を補助します

6.中小企業人材育成支援研修のお知らせ

中小企業の組織力・技術力向上を目的とした実務的な研修を開催します

7.採用戦略セミナーのお知らせ（令和5年度名称変更）

働き方改革や多様な人材の活用をテーマとしたセミナーを開催します

※補助金の交付には、市税の滞納がないことなどが条件となります。

補助制度等のお問い合わせ先

豊橋市 産業部 商工業振興課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

TEL：0532-51-2437

FAX：0532-55-9090

E-mail：shokogyo@city.toyohashi.lg.jp

各制度の詳しい内容は市のホームページからもご覧いただけます。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2856.htm>

※「中小企業施策ガイドブック」をクリック

SNSにて、最新の補助制度や様々な支援策を発信しています。



1. 奨学金返還支援制度

高校在学中の奨学金も対象に追加！

地元中小事業者が新たに雇い入れた35歳未満の若者が在学中に貸与を受けた奨学金について、市と雇用主が一体となって返還金の補助を行います。

【対象事業者】 ※対象事業者登録が必要

市内に事業所を有する中小事業者・中小企業団体

※補助金額の2分の1の額の協力金の納付が可能であること

【補助金交付対象者】 ※補助対象者登録が必要

対象事業者に正規雇用として就職した者で以下の全ての要件を満たすこと

(1) 大学等を卒業した35歳未満の者 ※R5年度から高校在学中の奨学金も対象になりました

(2) 奨学金の返還金及び市税の滞納がない

(3) 市内に居住

(4) 市内事業所に勤務。ただし、雇用主が市内に本店を有する対象事業者である場合や、補助対象の従業員が登録後に転勤となった場合は、市外事業所に勤務する者も対象。

【補助期間（企業協力金納付期間）】

奨学金返還開始月から3年間

(補助対象者登録が返還開始日より後の場合は、補助申請年度の4月又は就職日の属する月のいずれか遅い方から起算して3年間)

【補助金の額】

1人当たり月額15,000円 3年間で54万円（1人当たり企業協力額：月額7,500円 3年間で27万円）

【対象事業者登録（事業者→市）】

随時（採用した年度から補助開始を希望する従業員がいる場合は、採用年度の6月末まで）

【補助対象者登録（本人→事業者→市）】

就職した翌年度の7月末日まで（就職した年度から補助開始を希望する場合は、就職年度の7月末日まで）

【補助金交付申請（本人→市）】

毎年3月1日～3月20日（土日・祝休日の場合は翌平日）

2. 就職サイト等活用事業費補助金

新卒者や転職者を正規雇用するために就職情報サイトへ求人情報を掲載した場合や、若手採用に効果的な採用ホームページを作成・改良した場合に、事業者が負担した費用の一部を補助します。

事業区分	就職サイト掲載事業	採用ホームページ改良事業
対象者	市内に本店を有する中小事業者及び中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。※事業者は会社法に基づく会社及び個人事業主。	
要件	あいちUJターン支援センターウェブサイトにて求人掲載していること	求職者が求人情報等を収集するための媒体に、改良した採用ホームページのURLを掲載し採用情報を発信すること ※改良した採用ホームページがチェックシートの要件に該当する場合に限る（詳細はホームページをご覧ください）
補助対象経費	就職情報ウェブサイトへの正規雇用に係る求人情報掲載費 ※求人情報の掲載期間が1年以内であるもの。ただし、新卒者等を対象とする就職情報サイトに掲載する場合は、この限りでない。	(1) 採用ホームページ作成・改良に係る外部委託に要する費用 (2) 採用ホームページ作成ソフト及びその解説書の購入費（自社制作の場合に限る） (3) ドメイン取得費 (4) 上記(1)～(3)の費用に付随する動画・写真撮影費 (5) その他市長が適当と認める経費
補助金の額	対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）、上限20万円 ※1事業者につき新卒者向け、転職者向けでそれぞれ1回ずつの申請に限る。同年度に新卒者向けと転職者向け両方の申請はできません。	対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て）、上限20万円 ※1事業者につき1回限り
申請期限	事後申請 求人情報開始から6か月以内 ※令和5年度の申請については、掲載開始から掲載終了後6か月以内	事業着手前

3. UJターン就業奨励金

首都圏在住者を雇用した事業者に奨励金を交付します。

【対象事業者】

市内に本店がある中小事業者及び中小企業団体

対象の就業者が就職活動を行っていた期間に首都圏において採用活動を行っていること

あいちUJターン支援センターウェブサイトに移住支援金対象求人を掲載していること

【要件】

以下の全ての要件に該当する就業者を雇用したこと

(1) 首都圏で1年以上住所を有した後に就業を機に豊橋市へ転入し、引き続き居住する見込みがある。

(2) 就職した日の年齢が65歳未満である。

(3) 対象事業者に正規雇用され、その後6か月以上正規雇用者として勤務している。

(4) 代表者等と3親等以内の親族関係にない。

【交付金額】

対象となる就業者1人につき10万円

1事業者につき1年度当たり上限100万円

【申請期限】

対象の就業者の正規雇用を開始して6か月を経過した日から6か月以内

首都圏からの移住者の方は移住支援金が受けられる場合があります。

NEW

4. 働きやすい職場づくり補助金

従業員用の男女別トイレの設置などの整備に加え、就業規則見直しなどにかかる経費に対して補助します。

事業区分	ハード環境整備	ソフト環境整備
対象者	市内に本店を有する中小事業者及び中小企業団体 ※市税の滞納がないこと。風営法等の規制にかかる企業でないこと。※事業者は会社法に基づく会社及び個人事業主。	
対象経費	対象者が市内にある対象建物における、男女別従業員専用のトイレ、更衣室、休憩室の整備に要する費用 ※備品の購入、既存設備の更新、新たに事務所、工場、店舗等を建てた際のトイレ等の整備費用を除く。	就業規則の作成・見直しのための社会保険労務士への委託料
対象事例	○男女共用トイレを男性専用・女性専用に分ける改修 ○和式から洋式への改修 ○更衣室、休憩室、トイレ等が不足する場合の増設 ○居室として利用していない場所（倉庫）などから更衣室、休憩室への改修 ○対象となる改修に付随する工事※1で更新にあたらぬもの（備品を除く） <small>※1 音姫、手洗い器、手すり、トイレクリーナー（壁付け）などトイレに必要な機能として認められるもので他の施設への流用できないもの</small>	○子の看護休暇の対象を小学生まで拡大する ○子の看護休暇や介護休暇の取得可能日数を法令を上回るものとする ○夏季休暇、慶弔休暇など社員のニーズに合わせた休暇制度の導入 ○勤務時間の調整（フレックス）
対象外経費	×顧客が使用するスペースのトイレの工事費用 ×顧客が使用するエリアにも同等の男女別トイレが整備されていない場合の従業員専用トイレの改修 ×更衣室、休憩室等のエアコンの購入・設置費用 ×既存の更衣室、休憩室等を更新（リフォーム等）するための工事費用 ×居室として利用されていた場所から更衣室、休憩室への改修 ×洋式から洋式への改修 ×工場、事務所、店舗等を新築してトイレ、更衣室、休憩室を整備した際の費用 ×従業員が常時作業する場所と同一敷地内にない施設の改修 ×付随する工事※1のみの改修 <small>※1 音姫、手洗い器、手すり、トイレクリーナー（壁付け）などトイレに必要な機能として認められるもので他の施設への流用できないもの</small>	×就業規則以外の改正・作成 ×顧問契約をしている社会保険労務士への報酬（対象経費のみ別途契約可能な場合は可） ×社会保険労務士以外への委託、相談料（弁護士等の助言を受けてご自身で作成される場合の相談料など） ×法令に反する改正 ×法令と同程度の改正
要件等	・申請年度内に完了すること。 ・市内に本店（個人については住所）を有する中小事業者等に施工を発注する工事に係る費用であること ・申請時に男性従業員及び女性従業員を雇用していること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。	・申請年度内に完了すること。 ・法令を上回る整備であること。 ・申請時に男性従業員及び女性従業員を雇用していること。 ・他の公的な補助金を利用していないこと。
補助率	・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※1事業者等につき、各事業1回のみ申請可 上限50万円	・対象経費の1/2の額（1,000円未満切捨て） ※1事業者等につき、各事業1回のみ申請可 上限10万円
申請期限	事業着手前 ※工事業者や社会保険労務士との契約前に申請してください。※申請期限は各年度12月の最終営業日です。	